

拡大 EU 諸国における外国語教育政策と その実効性に関する総合的研究： 本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

富盛伸夫

1. はじめに
2. 本研究の全体構想と目的・範囲
 - 2.1. 研究プロジェクト形成の動機と背景
 - 2.2. 研究の対象と目的・範囲
3. 本研究プロジェクトの特色と重点研究領域
 - 3.1. 本プロジェクトの研究上の特色
 - 3.2. 本研究プロジェクトの重点研究領域
4. 本研究プロジェクトの研究方法与成果など
 - 4.1. 研究方法について
 - 4.2. 研究実績と成果発表について
 - 4.3. 研究成果の活用と今後の研究活動の展望について
5. 「拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」プロジェクトの研究会活動一覧

1. はじめに

本報告書の内容は、独立行政法人日本学術振興会による平成 18-20 年度科学研究費補助金基盤研究（B）において「拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」として応募し採択された研究プロジェクト（課題番号 18320088）の活動成果の一部を印刷媒体にしたものである。このプロジェクトは東京外国語大学で言語教育に携わる専任教員・非常勤講師らを中心に組織されたが¹、その活動は東京外国語大学の学内共同利用施設「語学研究所」²を主たる研究上の拠点とし、その全面的な支援と連携をえて遂行されたものである。この研究施設は研究会やセミナー等を開催するための空間、必要な設備を備えており、本研究の遂行に必要な施設利用とともに十分な便宜が受けられたことは

¹ 所属などの詳細は巻末の研究者一覧を参照されたい。

² 東京外国語大学語学研究所（創設 1959 年）の概要と活動成果などについては、<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ilr/index.html> を参照されたい。

研究環境上、感謝して特記したい。活動の維持と成果のまとめにあたっては、主催・共催の研究会、公開講演会、企画運営会議などの準備と実行に際して様々な便宜を凶っていただいた語学研究所と、事務執行組織の中心的な役割を果たしてくださった研究・事務補佐の深尾啓子さんに深い謝意を表したい。また、本報告書に所収された大学院地域文化研究科博士課程・修士課程学生、修了者の方々、さらに補佐として支援してくださった学部学生の方々にも、はじめにあたり感謝の意を表したい。

2. 本研究の全体構想と目的・範囲

2.1. 研究プロジェクト形成の動機と背景

(1) 現在、地球規模での国際化が急速に進むなかで、外国語教育政策の見直しは世界各地で進められている³。我が国でも初等教育から高等教育まで、外国語教育の理念・目標・教育プログラム自体を問い直し、改善のための有効な評価システムの確立に向けた方策の研究が必須となっている⁴。実際、東京外国語大学を含め多くの大学では教育方法の改善とカリキュラム整備などの制度改革に尽力していることは事実である。日本の大学での本格的先行事例として、高等教育における英語および非英語言語の到達度評価システムの研究をすすめた旧大阪外国語大学外国語学部における CEFR 準拠のシラバス作成と到達度評価方法の研究の試みが注目に値する⁵。

本研究の代表者および分担者は、まず言語研究者であると同時に外国語教育の現場に従事している者として、日本の大学における外国語教育の改善の必要性を痛感している。しかしながら、東京外国語大学においては現在まで、国内外の言語教育改善の先行事例を相互参照した制度的取組は遅れていると言わざるを得ない。この基礎研究の必要性が共通認識となり、本プロジェクトの形成動機となった。

(2) 本研究プロジェクトの形成にいたるまでに、すでに 2001 年より上記語学研究所を拠点として国際セミナーや研究集会を企画・開催し、EU の言語政策や多言語併用状況および少数言語の言語教育政策についての研究を進めてきた⁶。特に、EU 加盟国を含む 32 カ国 81

³富盛伸夫(2005)および富盛伸夫(2009)を参照されたい。

⁴これに関わる富盛伸夫の私的見解は、外国語教育学会紀要『外国語教育学会』第 12 号を参照。

⁵真嶋潤子(2007),「言語教育における到達度評価制度に向けて--CEFR を利用した大阪外国語大学の試み」『間谷論集』創刊号、日本語日本文化教育研究会、pp. 3-27. 他の報告を参照。

⁶2001 (平成 13) 年 4 月「オーストリア・ケルンテン州のスロヴェニア系住民の言語と文化」マウラー・ラウセッガー・ヘルタ (クラゲンフルト大学スラヴ語学研究所助教授)

2001 (平成 13) 年 10 月「EU の言語政策」コリン・H・ウイリアムズ (ウエールズ大学教授)

2004(平成 16)年 4 月 "FUEN--for more minority rights in Europe" by Dr. Koloman Brenner (University of Budapest) ; "Linguistic and cultural diversity at the crossroads of Germanic, Slavonic and Romance languages in central Europe"(lecture and visual presentation of documentation) by Dr. Herta Maurer-Lausegger (University of Klagenfurt, Austria)

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

団体の非政府組織で EU の少数言語政策にも影響力のある、本研究の少数地域言語政策研究に関わる研究組織である Federal Union of European Nationalities (以下、FUEN)との学問的交流は貴重な成果になっている。

また代表者富盛伸夫は、科学研究費の課題研究で 10 年間にわたりスイスの言語教育と少数言語の保存・振興政策を観察してきた。複数言語文化主義にたつスイスは国是として EU に加盟はしていないが、多言語共存のための制度設計と次世代の言語使用者を教育する言語教育政策に関してはヨーロッパの中でも一歩先んじており、少数言語教育政策のモデルケースとして参照しうる。

このような先行実績を背景として、拡大しつつある EU に対象を広げた本研究を組織し、EU の複数言語教育政策の本格的な検証をする段階になっている。2005 年 3 月にはブリュッセルの欧州委員会本部の言語政策に関わる担当部署および通訳翻訳局に研究代表者が直接現地で本研究課題推進への協力依頼をし快諾を得ている。また、本研究の代表者および分担者が会員である「外国語教育学会」においては、緊急な研究課題として外国語教育の理論開発と実践研究、EU の言語教育改革などに関する研究を行ってきたが、特に 2004 年 10 月には大会シンポジウム「早期言語教育 —可能性と現状—」を企画し、本研究代表者が「EU における早期外国語教育」と題した研究報告を発表した⁷。さらに、2005 年 11 月 6 日の大会では本研究分担者の指導のもとに大学院生など若手研究者により EU の言語教育政策に関する研究発表がなされている⁸。

(3) 複数言語の外国語教育に宿命的な空間的ギャップは、先進的な IT 技術の応用により超えられつつあるが、これと臨場性・臨地性の関係については徹底的な研究が必要であろう。言語教育の現場において社会行為者としての教師と学生の形成する共同体に、越境者としての異文化間差異を前提とする学生が入ることにより、単に言語能力の獲得以上の社会的文化的意味づけが可能であろう。この現象の実質は必ずしも IT 技術の発達によっては埋められない質の差異を評価することになり、経済的コストや社会インフラの整備などの負担を越える意義づけが可能である。外国語教育の質的変容の核心部分として、タスクと解決という従来型の言語能力のみに依存した教育プログラムでは、言語教育の使命は達成できないのではないだろうか。(アメリカの留学生 100 万人計画の理念⁹を想起されたい。)

2.2. 研究の対象と目的・範囲

(1) 本研究の対象地域を第五次拡大 EU (以下、「拡大 EU」) 諸国とした理由は、およそ

⁷その記録は外国語教育学会紀要『外国語教育学会』第 8 号(115p.)を参照。

⁸外国語教育学会紀要『外国語教育学会』第 9 号他を参照。なかでも本研究課題に関わる研究テーマ「EU の CEFR による言語教育政策」、「CEFR による言語能力の発達段階の記述について」、「言語能力記述アンケート」「学習者プロファイリングの実際とポートフォリオ評価の基礎概念」など。

⁹参考文献一覧にあげた Lincoln Commission's Report を参照されたい。

言語政策としては史上初で最大規模の試みが EU で構想され、すでに通算 15 年以上も実施への施策がとられていることである。言語教育の分野でこのような大規模な実験をしている例は、他に存在しない。EU という国家・言語文化の枠を超えた統合体形成の成否は、ひとえに言語的コミュニケーション能力の獲得を支える EU および各国の推進する言語教育政策の実効性にかかっていると見える。従って、現時点での EU における言語政策・言語教育政策の実効性の研究は、日本の外国語教育の改革にとっても重要な参照例として深い示唆を与えるであろう。

(2) いわゆる「EU 市民」という理念に望まれる言語使用能力として、自国語を含む 3 言語の能動的なコミュニケーション遂行能力が目標として掲げられている。地域言語を含む多言語社会の容認が志向され、EU 憲章では基本的人権から、言語使用と言語教育に関わる言語権が明記されている¹⁰。EU の公用語¹¹は欧州経済共同体(EEC)理事会において規定されている。EU のすべての言語は作業言語 (working language) として規定され、個人や加盟国自体が EU 機関に対して送付する文書は、その送付者が選択した公用語を使用できる。

EU の言語政策は各国内部の少数言語地域の現実配慮して決定されており、また、各国の言語教育政策にも一定の反映を認めることが出来る。本科研から得られた観察としては、大学など高等教育での地域言語の使用あるいは地域語教育についてはおよそ肯定的であるにしても、非常に地域差があるといつてよい。つまり、EU 地域内では、各国家の基本的構成要素となる場合の民族あるいは地域文化集団には言語的文化的表現の自由と多様性を与える配慮がなされているといえる。

(3) EU における言語政策の理念としては、基本的には 1 つの共同体に複数の言語が併存している状況をいう多言語社会(multilingual society)に対して、それを含みつつも、各国民が複数の言語を理解し使用する能力を備える社会、複数言語社会(pluri-lingual society)を理念とする。本研究プロジェクトでのドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、英国、フ

¹⁰ 「第三章 平等 第 21 条 差別の禁止

1 性、人種、肌の色、民族的ないしは社会的な出自、遺伝的特徴、言語、宗教ないしは信念、政治的ないしはその他のことに関わる何らかの意見、民族的少数派に属していること、財産、生まれ、障害、年齢、性的志向といったような如何なる根拠に基づくものであっても、いっさいの差別は禁止されなければならない。

第 22 条 文化的、宗教的、言語的な差異

EU は、文化的、宗教的、言語的な差異を尊重しなければならない。

第五章 市民権

第 41 条 良き行政に対する権利

4 人はすべて、諸条約の公認言語の一つを用いて、EU の制度・施設に手紙を書くことができるし、また同じ言語で回答を得ることができなければならない。

¹¹ 欧州憲法条約では、起草された当時は 21 の言語（従来の公用語にアイルランドを加えている）を EU の公用語としており、これにルーマニア語、ブルガリア語、トルコ語の加盟 3 候補国の言語を付記していた（なおルーマニアとブルガリアは 2007 年に EU 加盟を果たしている）。

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

フランス、ベルギー、チェコ、スロヴァキア、スイスなどでの臨地調査では、研究対象国の多様な言語教育機関における「ヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」の適用と地域言語教育を含め実施上の問題点を検討した。

外国語能力評価基準として Common European Framework of Reference for Languages (以下、CEFR または「共通参照枠組み」)が 1990 年代に開発され実行に移されているが、言うまでもなく、その浸透度・実効性の検証、および我が国の外国語教育方法への適用可能性の検討は緊急の課題である。このため、重点項目として、EU の外国語教育政策の最新動向を調査し、各国別の取り組みを検証した。

3. 本研究プロジェクトの特色と重点研究領域

3.1. 本プロジェクトの研究上の特色

(1) 研究対象を東欧・北欧を含む拡大 EU および周辺地域とし、将来の EU 圏の拡大に対応させることができる。従来は言語教育政策の実態が把握されにくかった EU 諸国、特に東欧、北欧、バルト諸国、地中海地域（マルタ、キプロス、ギリシャなど）を研究対象地域とすることにより、言語文化的背景の異なる諸地域についてきめの細かな調査研究の企画を立てられた。

研究対象地域として、2007 年あるいは状況によってはそれ以降に EU に加盟する可能性のあった（/ある）ブルガリア、ルーマニア、ノルウェー、スイスなどを包括しうる柔軟な研究組織をもち、この将来の展開が期待される機動性は、本研究グループの特色である。

(2) EU の統合理念「複数言語文化主義」「少数言語平等の地位」に関し言語教育政策からの検証を行った。

EU 域内での一方で優勢となりつつある英語使用と他方で強烈な自己確認的社会文化的機能を内包する少数言語使用との双方を関連づける研究方法は、先行研究に欠けていた領域を補完することができる。研究代表者はスイスで 1970 年代後半から 3 度の長期的現地調査を行い定期的に多言語共存状態での言語接触の実態観察を行っている。これをふまえ、学習言語・使用言語の選択に関して、社会言語学の視点を加えて一般話者の言語意識調査（個別の言語選択に対する話者の判断・嗜好・忌避・使用意欲など）から解明する手法が可能である。

基本的には可能な限り、現地での言語使用者に対する意識調査を直接的な聴き取り調査で行った。すでに連携関係にある現地研究者・学術団体と相互協力を得て、拡大 EU 地域での現地調査をふまえ、言語政策と言語使用者の意識格差の分析が進められた。

(3) EU の外国語教育政策の研究から日本の外国語教育政策への寄与が可能になるように

目指した。日本における外国語教育の改善は緊急の課題である。本研究は成果の一環として、拡大 EU の外国語教育政策とその実効性を検証することにより、日本での言語教育が抱えている問題に対して信頼できるデータ提供と助言的機能を持ち、日本の外国語教育の改善に寄与しうるようにつとめた。

(4) EU で積極的に進められている早期外国語教育を研究の範囲に加えることにより、日本での英語教育をはじめとする早期外国語教育に関する説得的な関与と提言を行うことができる。

(5) CEFR との対照研究から日本の外国語検定制度（英検や仏検等）の能力評価システムとしての実効性の検証に方法論的な根拠をもち、一層の検定制度の改革に寄与する。

(6) すでに国内で行われている CEFR の日本語教育への準用や試用実験に対して、EU 諸国での教育現場での評価基準の検証や教材の研究を通して、研究会・講演会などを催して意見交換を行い、日本語教育の改善に貢献できる可能性を開いた。

3.2. 本研究プロジェクトの重点研究領域

(1) EU 通用語としての第一外国語教育もしくは英語教育の、各国における教育プログラムの研究調査と実効性の研究を行う。

拡大 EU 諸国ではリングフランカ（通用語）として「英語」が選択される趨勢にある。本報告書の各章に詳述されているように、既に大多数が複数言語の使用者である EU 域内で第一外国語として学習対象となりつつある。そこで、英語の教育法と教材開発・教授法の改革はどの程度進みつつあり、果たして実効性をもつものであるかどうかの評価が重要である。これはまた、日本で外国語教育に携わる共同研究者の関心の焦点である。

我々言語教育従事者は言語教育の目標が、必ずしも問題解決型コミュニケーション能力の獲得のみに限定されないとする立場から、CEFR の能力評価基準を補完する教育方を検討する。本研究では、文法項目や語彙項目の学習段階評価から CEFR による言語使用場面でのタスク・問題解決能力の評価へと質的に移行した EU の外国語教育方法について、英語学・英語教育学の専門家と各言語教育の専門家が協同することにより、CEFR の受容度の調査とともに英語教育政策と教育方法の検証を行った。英語教育の一点にしぼっても、言語使用能力測定基準は広範囲にわたり、かつ詳細な分類項目で構成されているために、網羅的な調査は難しかったが、英語教育について CEFR 基準を援用した能力評価システムを検証することで、EU の言語政策の理念を実現できるのか、という大きな問題に迫ろうとした。

(2) EU 各国における非公用語、地域少数言語の言語政策・言語教育政策の調査研究。

EU 統一と持続的存立の理念である複数言語文化主義がはらむ問題は、上記のように、圧

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

倒的な優位にたつ英語の普及の前に、言語教育政策の理念と現実との乖離を生む危険性がないとはいえないことである。本研究は、特に複数言語国ないし地域において実態調査にもとづき、EU の言語政策がどの程度まで現実的に理念達成への成果を生んでいるのか、特に、少数言語の擁護・保存に対して肯定的な EU の言語政策が実効性のある少数言語教育振興政策をとっているか、を検証する目的で、非公用語（地域語）・少数者言語の言語教育政策と教育方法を詳細に調査した。

4. 本研究プロジェクトの研究手法と成果など

4.1. 研究方法について

(1) 研究集会を月 1 回の頻度で開催し、調査報告書の作成や成果公開に向けた作業を行うことを目標としたが、諸般の事情から、本研究プロジェクトの独自の研究会としては、合計 12 回にとどまった。しかしながら、間に現地調査の期間があり、また大学運営上の業務で多忙な研究分担者の時間配分を考えると、決して研究活動が停滞したということではない。

(2) 研究会の他にも、前掲の外国語教育学会での活動や他の学会・研究会などでの様々な個別的な研究発表を現時点では総計していないが、外国語教育、特に英語教育や日本語教育の研究者に提言を行った機会が多くあったことを付記しておきたい。

(3) 平成 18 年度から始まった研究活動は、調査の緊急度・重要度を考慮して、以下の重要研究領域について以下の研究方法と手順を設定し実施した。

1) 2 つの研究グループ(第一外国語教育政策／少数言語教育政策)を組織し、各分担者はそれらの双方において、担当地域の言語状況や言語政策環境に応じて研究計画遂行に向けて協同し、定期的な研究会と、可能な限り共催の形でセミナー、シンポジウムを開催した。

2) 基礎的現地調査の実施（必要に応じて研究協力者に部分的に依頼）：

現地での言語教育政策（第一外国語と少数言語）に関する情報収集と臨地聴き取り調査を行った。EU 委員会本部の関係部局で最新の言語政策・言語教育政策について情報を収集し、同時にベネルクス諸国の言語政策・言語教育政策について予備調査を行った。

並行して、日本で言語教育政策の情報の少ない東欧・北欧・南欧地域を緊急調査重点地域として、言語教育政策・外国語教育政策・少数言語（少数者言語）教育について可能な限り現地調査を優先的に企画実施した。

3) 言語教育政策、特に少数言語（少数者言語）教育について関連資料の整備、情報収集作業を実施した。

4.2. 研究実績と成果発表について

1) 拡大 EU 諸国における言語教育制度の最新動向の調査と情報収集整理：

計画全体の基礎作業として、2007 年現在では EU25 ヶ国で進められている言語教育制度改革の最新の取り組み状況を調査した。基本的調査として、丹念にドイツの語学教育期間で現場の言語教育政策立案者や言語教育従事者（教師等）に対する CEFR の浸透度と問題点に関する聞き取り調査を行ったドイツ語（在間進氏）、スペイン語（川上茂信氏）からの寄与は本研究プロジェクトの基調をなすもので研究会での確認事項を提供し、次年度の調査の準備が可能となった。

特に、2004 年 5 月に拡大した東欧諸国や北欧諸国の言語教育制度の詳細は、我が国には詳しくは集計されていない。そこで、当該国の言語に通じた本研究の分担者が現地調査を行い、最新動向をまとめることができた。報告書の掲載順と、調査および研究発表との時間的順序が若干ずれたが、これには、ノルウェー（森信嘉氏）、ラトヴィア（堀口大樹氏）、チェコ（金指久美子氏）、スロヴァキア（長與進氏）、ポーランド（カチマレク・ミロスワバ氏）、ルーマニア（鈴木信吾氏）、マルタとキプロス（ロバート・ラトクリフ氏）など、現地調査を含む最新情報の提供は貴重な貢献であると思われる。

2) 拡大 EU 諸国における第一外国語教育もしくは英語教育の最新動向調査：

EU 通用語として第一外国語の地位を多くの加盟国で占めている英語の教育制度と教育法・教材開発の現状を、地域としての非英語圏で実施する。この現地調査では、英語使用と対立的な構図を持つウェールズ語（浦田和幸氏）の調査報告が興味深い。また、英語を含む多言語社会としてのマルタ（ロバート・ラトクリフ氏）についての報告は、Web や二次資料の情報では得られない信頼度の高い情報として貴重である。

3) 拡大 EU 諸国における多言語併用状況および少数者民族言語教育の実態調査と EU の統合理念「複数言語文化主義」「少数言語平等の地位」の検証作業を行った。

EU 統合の理念である複数言語文化主義は、一方でコミュニケーションの効率優先の立場から通用語としての英語の圧倒的な普及の前に、また、他方では、少数言語文化の対等・平等の原則の前に、理念と現実との相反した状況を招きつつある。本研究は、特に東欧圏・北欧圏・地中海地域を対象に含め、EU の言語政策の現実的対応（例えば、制限的多言語主義などの方策）の可能性や、特に、少数言語の擁護・振興政策の有効性について検証した。

この目的で、対象地域ごとの非公用語（地域語）の言語教育政策を詳細に調査研究することを重要項目とした。現在の EU 諸国の公用語・非公用語（地域語を含む）の使用状況、法的位置づけについて、2006 年前後からの実態調査を試みるとともに、特に、すでに研究交流のある EU の少数言語研究者らと該当地域での言語教育政策に関する情報を交換し最

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

新研究動向を調査することができた。研究代表者富盛伸夫のいくつかの報告発表は本報告書に含まれていないが、本報告書に掲載できたのは、ポルトガルのミランダ語（黒澤直俊氏）、イタリアのフリウリ語（山本真司氏）、に加え、その歴史から複雑な様相を呈するベルギー・フランドル共同体にフランス語とオランダ語（方言を含む）の言語教育政策と政治姿勢の関わりを詳述した川村三喜男氏の報告を参照されたい。

4.3. 研究成果の活用と今後の研究活動の展望について

(1) 成果の部分的公開と研究連携により新たな研究方向への展開を探る。

EU 加盟諸国の最新の言語教育政策・英語教育政策および英語教材と多言語併用状況に関する雑誌・新聞・行政文書などを取り寄せて資料を収集し、メタ情報をデータベース化し、Web 上で順次公開する準備を行った。

(2) EU の言語政策・言語教育政策・少数言語教育などの関連分野で研究する国内の研究者に研究集会参加を呼びかけて研究の連携をはかってゆきたい。

特に、EU の言語教育政策の理念と実効性の検証作業を踏まえ、現在著しく進展している EU を含むヨーロッパの高等教育機関の制度的標準化、いわゆるボローニャ・プロセスの研究と、それとは無関係ではない日本での外国語教育（日本語教育を含む）の改革に向けた提言をまとめる。言語教育改革への取り組みはそのまま日本の高等教育における言語教育の質向上と能力評価の透明性の確保が急務であることの現状認識へとつながる。

(3) 高等教育機関における外国語教育に適用しうる CEFR 他の評価基準と、日本他の国で実施されている各種言語能力検定等との対照的研究の試みも可能であるが、何よりも、日本社会と国際社会に対して説明可能な透明性・共通性の検証が急がれる。これと関連して、日本の外国語検定制度（英検や仏検等）の能力評価システムとしての実効性を検証することが、本研究の次の展望として考えられる。

5. 「拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」プロジェクトの研究会活動一覧

第 1 回研究会 2006（平成 18）年 7 月 19 日

テーマ：「CEFR（ヨーロッパ共通参照枠）の概観と日本人学習者への適用可能性」

発表者：吉池陽子（東京外国語大学大学院博士前期課程修了）

永田真代（東京外国語大学大学院博士前期課程）

* 語学研究所定例研究会、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: ヨーロッパ言語共通参照枠）と共催

第 2 回研究会 2006（平成 18）年 11 月 15 日

テーマ：「CEFR とドイツにおけるドイツ語教育－現地調査から－」

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

発表者：在間 進（東京外国語大学外国語学部教授）

* 語学研究所定例研究会、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages:ヨーロッパ言語共通参照枠）と共催

第3回研究会 2006（平成18）年12月20日

テーマ：「ルーマニアにおける外国語教育と日本語教育」

発表者：酒井理恵（ブカレスト大学講師）

テーマ：「イタリア・ローマ大学における外国語教育と日本語教育」

発表者：小澤直子（ローマ大学講師）

* 語学研究所定例研究会、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages:ヨーロッパ言語共通参照枠）と共催

第4回研究会 2007（平成19）年2月7日

テーマ：「イタリア北部における言語教育政策の動向」

発表者：山本真司（東京外国語大学外国語学部助教授）

* 語学研究所定例研究会、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages:ヨーロッパ言語共通参照枠）と共催

第5回研究会 2007（平成19）年3月20日

テーマ：「わが国並びにノルウェー国内におけるノルウェー語教育」

発表者：森 信嘉（東海大学文学部教授）

* 語学研究所定例研究会、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages:ヨーロッパ言語共通参照枠）と共催

第6回研究会 2007（平成19）年5月23日

テーマ：「フランダース共同体中等教育における英語とフランス語：
政府と現場から見る」

発表者：川村三喜男（東京外国語大学非常勤講師）

* 語学研究所定例研究会と共催

第7回研究会 2007（平成19）年6月27日

テーマ：「地中海の言語問題，マルタとキプロスからの報告」

発表者：ラトクリフ・ロバート

（東京外国語大学外国語学部言語・情報講座教授）

* 語学研究所定例研究会と共催

第8回研究会 2007（平成19）年9月26日

テーマ：「現代スロヴァキアの言語政策－2007年3月の研究調査から－」

発表者：長與 進（早稲田大学教授）

拡大 EU 諸国における外国語教育政策との実効性に関する総合的研究：
本プロジェクトの目的、範囲、成果と総括

* 語学研究所定例研究会と共催

第 9 回研究会 2007（平成 19）年 10 月 26 日

テーマ：「多言語社会カナダにおける公用語教育」

発表者：矢頭典枝（東京外国語大学非常勤講師）

* 語学研究所定例研究会、グローバル COE プログラム「コーパスに基づく言語学教育研究
拠点(CbLLE)」第 3 回研究会と共催

第 10 回研究会 2007（平成 19）年 11 月 23 日

テーマ：「ポルトガル北東部の少数言語ミランダ語のフィールド調査について」

発表者：黒澤直俊（東京外国語大学外国語学部言語・情報講座教授）

* 語学研究所定例研究会、グローバル COE プログラム「コーパスに基づく言語学教育研究
拠点(CbLLE)」第 3 回研究会と共催

第 11 回研究会 2008（平成 20）年 7 月 30 日

テーマ：「スペインにおける言語状況と言語政策・言語教育政策について」

発表者：川上 茂信（東京外国語大学外国語学部言語・情報講座准教授）

テーマ：「ベルギーの外国語教育政策：その技術的側面」

発表者：川村 三喜男（東京外国語大学非常勤講師）

テーマ：「チェコにおける言語状況について」

発表者：金指 久美子（東京外国語大学外国語学部言語・情報講座准教授）

テーマ：「ノルウェーにおける言語状況と言語政策・言語教育政策について」

発表者：森 信嘉（東海大学文学部教授）

* 語学研究所定例研究会と共催

第 12 回研究会 2008（平成 20）年 12 月 17 日

テーマ：「ポーランド語の言語政策と外国語教育について」

発表者：カチマレク・ミロスワバ（東京外国語大学課程博士学位取得者）

テーマ：「ウェールズにおける言語政策について」

発表者：浦田 和幸（東京外国語大学外国語学部言語・情報講座教授）

* 語学研究所定例研究会と共催

<参考文献・関連サイト一覧>

- 木戸裕(2005) 「ヨーロッパの高等教育改革、ボローニャ・プロセスを中心にして」 『レファレンス』 2005 年 11 月号
- 木戸裕(2008) 「ヨーロッパ高等教育の課題--ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として--」 『レファレンス』 2008 年 8 月号
- 小池生夫(2008) 「第二言語習得研究を基盤とする小、中、高、大の連携をはかる英語教育の先導的基礎研究」 平成 16 年度-19 年度科学研究費補助金(基盤研究 A)、PDF 版
- 国際交流基金編(2005) 「ヨーロッパにおける日本語教育事情と Common European Framework of Reference for Languages」
(www.jpfr.go.jp/j/publish/japanese/euro/pdf/ceforfl.pdf), PDF 版
- 東京外国語大学国際学術戦略本部 (OFIAS) (2008), 『東京外国語大学国際学術戦略本部 (OFIAS) 調査レポート・資料集 I』 (新井早苗編著)
- 東京大学国際連携本部船守美穂 「米国学部学生年間 100 万人留学構想」
(<http://dir.u-tokyo.ac.jp/kaigai/files/D-2-Yale.pdf>)
- 富盛伸夫(2005), 「EU 諸国における早期外国語教育」 『外国語教育研究』 外国語教育学会 第 8 号、pp.115-121
- 富盛伸夫(2006), 「フランス語能力検定試験と言語能力評価基準」 『外国語教育研究』 外国語教育学会 第 9 号、pp.104-115
- 富盛伸夫(2009), 「ヨーロッパ連合 (EU) における高等教育改編と言語教育改革の問題点について」 『外国語教育研究』 外国語教育学会 第 12 号、pp.102-110
- 真嶋潤子(2007), 「言語教育における到達度評価制度に向けて--CEFR を利用した大阪外国語大学の試み」 『間谷論集』 創刊号、日本語日本文化教育研究会、pp.3-27.
- リチャード・ルイス(2005), 「講演録：ボローニャ宣言---ヨーロッパ高等教育の学位資格と質保証の構造への影響---」 (訳：吉川裕美子) 『大学評価・学位研究』 第 3 号
- National Agency for Higher Education スウェーデン高等教育庁(2005), 「スウェーデンの高等教育の国際化」 “THE INTERNATIONALISATION OF HIGHER EDUCATION IN SWEDEN” 日本学術振興会 大学国際化支援本部作成

=====

- NAFSA : “Senator Paul Simon Study Abroad Foundation Act”
公式サイト (<http://www.nafsa.org/public-policy.sec/commission-on-the-abraham>)
“Commission on the Abraham Lincoln Study Abroad Fellowship Program,
公式サイト (<http://www.lincolncolnmission.org/>)
- Lincoln Commission's Report (http://www.nafsa.org/public_policy.sec/public_policy_document/study_abroad_1/lincoln_commission_report)
- 東京外国語大学国際学術戦略本部 「世界の高等教育動向リンク集-ボローニャ・プロセス-」
(<http://ofias.jp/j/strategy/bologna.html>)
- 総合科学技術会議(平成 21 年 8 月 5 日)資料 4-3 「欧州の大学・大学院教育の動向」
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/jinzai/haihu6/siryo4-3.pdf>)
- 文科省 『「留学生 30 万人計画」の骨子』に係る検討事項 (案) 平成 20 年 2 月 22 日
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/020/08022520/005.htm)
- 「「留学生 30 万人計画」骨子、平成 20 年 7 月 29 日 文部科学省 外務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省(<http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf>)